

## 優良学生服リユース店認定規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、学生服リユース業界の健全な発展を図るため、学生服リユース販売を行う店舗並びに学生服リユースの支援を行う場所等（以下、「学生服リユース店」という。）のうち、要件を満たし制度に賛同する学生服リユース店を特定非営利活動法人学生服リユース協会（以下、「協会」という。）が審査し、認定を行うに当たっての必要な事項を定めるものとする。

### (対象)

第2条 この規程が対象とする学生服リユース店は、リユース学生服（学校にあっては学生、生徒又は児童が、幼稚園にあっては園児が着用することを目的に規定された衣類をいう。）の売買または、無償提供を行う店舗等をいう。

### (認定の基準)

第3条 認定の基準は次のとおりとする。

- (1) 店舗等情報（住所、電話番号、営業時間、定休日）に関する情報の提供が行われていること。
- (2) 利用者からの相談や苦情に対し適切に対応できること。
- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するなど、利用者から知り得た個人情報が適切に取り扱われていること。
- (4) 学生服を本来の用途（学生、生徒若しくは児童が通う学校において又は園児が通う幼稚園において着用することをいう。）に供するために販売し、その旨の情報提供が行われていること。
- (5) 無限連鎖講の防止に関する法律（昭和53年法律第101号）に抵触しないこと。
- (6) いわゆる反社会的勢力ではないこと、もしくは反社会的勢力と直接・間接を問わずかかわりが無いこと。
- (7) 前科前歴がないこと。
- (8) 過去又は現在において、上記（4）に反するような販売を含む公序良俗に反する販売を行っていないこと。
- (9) 開店から1年を越えて運営をしていること。
- (10) 過去に第11条第1項第2号又は第5号の規定による抹消を受けた場合に、抹消を受けてから5年を越えている店舗等であること。

### (申請)

第4条 学生服リユース店が、認定を受けようとするときに本協会に提出する書類は、優良学生服リユース店認定申請書（第1号様式）のほか、次に掲げる書類とする。

- (1) 古物営業許可証の写し
- (2) 本人確認書類（身分証明書、住民票、運転免許証等の写し）
- (3) 反社会的勢力排除に関する誓約書（様式別紙1）
- (4) 優良学生服リユース店認定前チェックリスト（様式別紙2）

2 申請は、毎年6月30日までにを行うものとする。ただし、6月30日以降も申請できるが、認定期

間は1年未満とする。

(認定の手続等)

第5条 協会は、学生服リユース店から認定を受けるための申請があった場合は、申請内容について審査する。審査の結果、認定の基準に適合すると認めるときは、申請のあった学生服リユース店に対し、優良学生服リユース店認定書(第2号様式)を交付する。

また、優良学生服リユース店認定書を交付された学生服リユース店(以下、「優良学生服リユース店」という。)は、次に掲げる事項を優良学生服リユース店認定簿に記載するとともに、協会のホームページで公表する。

- (1) 学生服リユース店の氏名又は名称及び住所。法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地
- (2) 学生服リユース店の連絡先(ホームページアドレスを含む。)
- (3) 認定の年月日及び次条の有効期間の満了日

3 協会は、認定の基準に適合しない場合には、その理由を付して申請のあった学生服リユース店に通知する。

(認定の有効期間)

第6条 認定の有効期間(以下「有効期間」という。)は、1年とする。有効期間は、9月1日から翌年8月31日とする。ただし、申請が6月30日を超える場合は、有効期間は、認定の日から8月31日までとする。

(認定書等の掲示等)

第7条 優良学生服リユース店は、優良学生服リユース店認定書をリユース店内等に掲示することができる。

2 本協会は、優良学生服リユース店に対し、認定ステッカーを交付する。

(認定の更新)

第8条 認定は、優良学生服リユース店から申請があった場合に更新する。

- 2 更新に当たって本協会に提出する書類は、優良学生服リユース店認定申請書(第1号様式)のほか、第4条第2号から第5号に規定する書類のうち、前回の申請時に提出したものと内容に変更があったものとする。
- 3 本協会は、更新に当たっては、第5条に規定する手続き等を行う。
- 4 更新の申請があった場合において、有効期間の満了の日を過ぎて、優良学生服リユース店認定書を交付することとなった場合は、従前の認定は継続しているものとみなす。

(変更の届出)

第9条 優良学生服リユース店が、第5条第1項第1号から第2号に掲げる事項の変更があったときは、優良学生服リユース店認定変更届出書(第3号様式)を提出しなければならない。

2 協会は、前項の届出があったときは、速やかに、優良学生服リユース店認定簿の当該届出事項に係

る記載事項の変更を行うとともに、協会のホームページの当該記載事項の変更を行う。また、優良学生服リユース店がホームページなどに掲載した記事等については変更を行わなければならない。

(届出による抹消)

第10条 優良学生服リユース店が、次に掲げる事情が生じたときは、優良学生服リユース店認定辞退届出書(第4号様式)を提出しなければならない。

- (1) 学生服リユース業を廃止したとき。
- (2) 認定を継続する意思がなくなったとき。

- 2 協会は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、優良学生服リユース店認定簿及び本協会のホームページの当該記載事項を抹消するとともに、優良学生服リユース店認定書並びに認定ステッカーの返却を求める。
- 3 手数料は、いかなる場合も返金しないものとする。

(協会による抹消)

第11条 協会は、優良学生服リユース店が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自ら、優良学生服リユース店認定簿の記載事項を抹消するとともに、協会のホームページの当該記載事項を抹消する。

- (1) 第3条第1項第1号から第10号に掲げる基準に適合しなくなったとき。
- (2) 虚偽又は不正な手段により認定を受けたことが明らかになったとき。
- (3) 有効期間満了により認定が失効したとき。
- (4) 前条第1項各号に該当することが明らかになったとき(同項の規定による届出があった場合を除く。)
- (5) その他認定店としてふさわしくないと認められるとき。

- 2 協会は、前項の規定による抹消を行ったときは、その旨を当該抹消に係る優良学生服リユース店に通知するとともに、優良学生服リユース店認定書並びに認定ステッカーの返却を求める。また、優良学生服リユース店がホームページなどに掲載した記事等については変更を行わなければならない。
- 3 手数料は、いかなる場合も返金しないものとする。

(現地確認)

第12条 協会は、この規程を施行するに当たり、必要な場合には現地確認を行う。

(手数料)

第13条 第4条の申請を行う学生服リユース店は、審査手数料10,000円並びに認定手数料15,000円を協会に納付しなければならない。ただし、協会が認定しない場合は、認定手数料15,000円を返金する。

- 2 第8条第1項の申請を行う学生服リユース店は、更新手数料として15,000円を協会に納付しなければならない。
- 3 手数料は、各項の金額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額(以下この項において「消費税額」という。)と、消費税額に地方税法(昭和25年法律

第 226 号) 第 72 条の 83 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額とする。

(情報提供)

第 1 4 条 協会は、優良学生服リユース店の利用の促進に資するため、都道府県、市区町村その他の行政機関に対し、優良学生服リユース店の情報提供を行う。

(その他)

第 1 5 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、協会が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。